

## 要 望 書

2012年2月23日

福岡市長 高島宗一郎 殿

福岡市保健福祉局 総務部 保護課 殿

福岡市経済振興局 産業政策部 雇用労働課 殿

福岡・築港日雇労働組合

福岡市博多区〇〇〇△-△-××

TEL/FAX 092—263—8632

厚生労働省と地方自治体により、生活保護制度の「見直し」が進められている。昨年12月に出された「中間とりまとめ」においては、「求職者支援制度」が昨年10月に施行されたことから、この制度による職業訓練を受けない受給者に対しては、生活保護の打ち切りも行なうということが打ち出されている。

こうした動きに対して、福岡市はどのように臨むのであろうか。この3年の間に、多くの日雇い・野宿の労働者が生活保護を受けている。駅や公園や街角からは、野宿する者の多くが姿を消した。しかし、野宿せざるをえない労働者が生み出される根本原因である失業問題・雇用問題は、手つかずのままである。

「生活保護より仕事がほしい」「働いて自分で生活したい」というのが、生活保護を受給している者を含め、多くの労働者の願いである。働きたくても仕事がないのである。その状況を見捨て、労働者たちに、職業訓練を受けろ、仕事に就けと迫り、あるいは生活保護を打ち切るぞと脅すことで、いったい何が解決するというのか。

われわれは、職業訓練事業一般を決して否定するものではないが、しかし、長年にわたり土木建築の現場で日雇いとして働いてきた労働者にとっては、受けられる職業訓練があったとしても、その範囲は極めて限られたものとなる。また、いくら職業訓練を受けたところで、仕事そのものがないかぎり、意味のないことである。まず福岡市がなすべきは、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうことであると考える。

については、下記の諸点につき、重ねて強く要望するものである。

### 記

一、東京都が山谷で行なっている「特別就労事業」のような、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうこと。

一、その際、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成、を行なうこと。

一、以上の内容について、早急にわれわれとの話し合いの場を設けること。

以上